

別紙

外国語対応パンフレットの必須記載事項・参考事例（案）

○宮城県消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたっています。

○消費生活に関するトラブルでお困りの場合は、先ずは電話で御相談ください。

○日本語が話せる方

連絡先：宮城県消費生活センター（宮城県庁1階）

☎：022-261-5161

月曜日から金曜日 9：00～17：00

土曜日と日曜日 9：00～16：00

※年末年始を除く

○日本語が話せない方

連絡先：「みやぎ外国人相談センター」

☎：022-275-9990

月曜日～金曜日 9：00～17：00

※「みやぎ外国人相談センター」で一旦お話しを伺った後に、通訳を交えて消費生活センターの相談員が相談に応じます。

○参考事例

※次のうち、2つの事例をもとに作成願います。

①架空請求

②定期購入

③副業サイト

④デジタルコンテンツ

⑤出会い系